- 特集にあたって -

史』を読み、討論を行ってきた。を毎月一回開催し、神奈川県民の財産ともいうべき『神奈川県を毎月一回開催し、神奈川県民の財産ともいうべき『神奈川県史を学ぶ会』

で奥田は、以下のような問題提起を行っている。 ここ―「町村事務報告」の史料的価値をめぐって―」にある。ここ歴科研会報』第一二一号所収、奥田晴樹「近代の『村明細帳』書」とは、町村制において、町村長に対して町村会への提出が書」とは、町村制において、町村長に対して町村会への提出が書」とは、町村制において、町村長に対して町村会への提出が一九九四年四月に読んだ『神奈川県史』第一一巻の中に大正一九九四年四月に読んだ『神奈川県史』第一一巻の中に大正

のか。今後、検討していくべき課題だろう。 本社に、町村事務報告の史料的価値に集中した。近世の とされた。そこに見え隠れしている村落社会の実態を丹念に された。そこに見え隠れしている村落社会の実態を丹念に と対ないかというのである。近世と近代で 史料たり得るのではないかというのである。近世と近代で は、村落の地位と役割が国家統治と社会構造の両面におい は、村落の地位と役割が国家統治と社会構造の両面におい は、村落の地位と役割が国家統治と社会構造の両面におい で大きく変容しているため、村から見えてくる範囲も異な っている。にもかかわらず、町村事務報告と村明細帳の史 料的価値が比較し得るとすれば、それはどのようなものな のか。今後、検討していくべき課題だろう。

』の検討を行い、具体的に町村行政を見ていくこととした。この問題提起を受け、学習会では『藤沢市事務報告書・大正

七号所収)で以下のように述べている。昭は「『川口村事務報告』の学習方法について」(『会報』第一二きないと考えられたためである。手探りの学習のなか、伊東富行政の実態、ひいては近代日本の地方「自治」に迫ることはで町村事務に対する具体的な理解を通してしか、近代日本の地方

事務報告を読みっぱなしにすることは、もとより本意図事務報告を読みっぱなしにすることは、もとより本意図で付して」(『会報』第一四三号所収)で事務報告書分析の事例を記して、「付行政がどのような法的裏付けのもとで展開されたのか」に「村行政がどのような法的裏付けのもとで展開されたのか」に「村行政がどのような法的裏付けのもとで展開されたのか」に「大正期の町村事務。土地』『財産』に関して」(『会報』第一四三号所収)で事務報告書分析の事例に関して」(『会報』第一四三号所収)で事務報告書分析の事例に担当を示した。ここで伊東が展開したように、その後の例会報告はで付行政がどのような法的裏付けのもとで展開されたのか」に「村行政がどのような法的裏付けのもとで展開されたのか」に「村行政がどのような法的裏付けのもとで展開されたのか」に「村行政がどのような法的裏付けのもとで展開されたのか」に「村行政がどのような法的裏付けのもとで展開されたのか」に「村行政がどのような法的裏付けのもとで展開されたのか」に

行政研究の一助となれば幸いである。ざるを得ないものではあるが、本号が、今後の近代日本の町村られたものは町村事務の一部でしかない。未だ中間報告といわ当日の議論等を踏まえて再構成したものである。ここにまとめ当日の議論等を踏まえて再構成した本号の特集は、各報告者が、

(植山 淳)